

独立保証報告書

「サステナビリティレポート 2015」に開示している温室効果ガス排出量について、情報の信頼性を向上させるためKPMGあずさサステナビリティ株式会社による保証を受けています。



独立した第三者保証報告書

2015年5月7日

積水ハウス株式会社
代表取締役会長 兼 CEO 和田 勇 殿
代表取締役社長 兼 COO 阿部 俊則 殿

KPMG あずさサステナビリティ株式会社
大阪市中央区瓦町3丁目6番5号

代表取締役

齋藤 和彦



取締役

松尾 幸真



当社は、積水ハウス株式会社（以下、「会社」という。）からの委嘱に基づき、会社が作成した「Sustainability Report 2015 持続可能性報告書 2015年1月期」（以下、「サステナビリティレポート」という。）に記載されている2014年2月1日から2015年1月31日までを対象とした以下の表にある環境パフォーマンス指標（以下、「指標」という。）並びに重要な温室効果ガス情報の開示の網羅性に対して限定的保証業務を実施した。

表：独立保証の対象となる指標とサステナビリティレポートにおける該当頁

指標名	頁
投入資源量のうち、「エネルギー」とその種類別内訳	57, 58
排出量のうち、「CO ₂ 排出量」および「廃棄物」とその種類別内訳	57, 58
スコープ 1,2,3CO ₂ 排出量の内訳のうち、「スコープ 1,2」、「原材料」、「居住」、「事業からの廃棄物処理」、「製品廃棄物処理」、「輸送」	57, 58

会社の責任

環境省の環境報告ガイドライン2012年版及びGlobal Reporting Initiativeのサステナビリティ・レポーティング・ガイドライン第4版等を参考にして会社が定めた指標の算定・報告基準（以下、「会社の定める基準」という。会社のWebサイトに記載。）に従って指標を算定し、表示する責任、また、サステナビリティ情報審査協会の「温室効果ガス報告審査・登録マーク付与基準」（http://www.j-sus.org/kitei_pdf/logo_fuyo_ghg.pdf）（以下、「マーク付与基準」という。）に記載されている重要な温室効果ガス情報を漏れなく開示する責任は会社にある。

当社の責任

当社の責任は、限定的保証業務を実施し、実施した手続に基づいて結論を表明することにある。当社は、国際監査・保証基準審議会の国際保証業務基準（ISAE）3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」（2003年12月改訂）、ISAE3410「温室効果ガス情報に対する保証業務」（2012年6月）及びサステナビリティ情報審査協会のサステナビリティ情報審査実務指針（2014年12月改訂）に準拠して限定的保証業務を実施した。

本保証業務は限定的保証業務であり、主としてサステナビリティレポート上の開示情報の作成に責任を有するもの等に対する質問、分析的手続等の保証手続を通じて実施され、合理的保証業務における手続と比べて、その種類は異なり、実施の程度は狭く、合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。当社の実施した保証手続には以下の手続が含まれる。

- サステナビリティレポートの作成・開示方針についての質問及び会社の定める基準の検討
- 指標に関する算定方法並びに内部統制の整備状況に関する質問
- 集計データに対する分析的手続の実施
- 会社の定める基準に従って指標が把握、集計、開示されているかについて、試査により入手した証拠との照合並びに再計算の実施
- リスク分析に基づき選定した国内1工場における現地往査
- マーク付与基準に記載されている重要な温室効果ガス情報が漏れなく開示されているかについて、質問及び内部資料等の閲覧による検討
- 指標の表示の妥当性に関する検討

結論

上述の保証手続の結果、サステナビリティレポートに記載されている指標が、すべての重要な点において、会社の定める基準に従って算定され、表示されていない、または、重要な温室効果ガス情報が漏れなく開示されていないと認められる事項は発見されなかった。

当社の独立性と品質管理

当社は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力と正当な注意、守秘義務及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく独立性及びその他の要件を含む、国際会計士倫理基準審議会の公表した「職業会計士の倫理規程」を遵守した。

当社は、国際品質管理基準第1号に準拠して、倫理要件、職業的専門家としての基準及び適用される法令及び規則の要件の遵守に関する文書化した方針と手続を含む、包括的な品質管理システムを維持している。

以上